

相続が発生した！

相続発生後編_1 —相続放棄①—

2024.3.28

小川FP・行政書士事務所
あいちライフサイクルマネー
小川 佳宏

相続放棄の手続

うちのお父さん、事業やっていて借金もあるのよね。資産もあるけどきっと借金の方が多いのよ。お父さんに万が一のことがあった場合、どうなるの？



相続放棄しない限り、あなたとお子さんが借金を承継することになるわ。

そんなのいやよ。お父さんへの債権者の人は全く知らないし、変な義理たてして返済しようとは考えていないの。



そうだったら、裁判所に相続放棄を正式に申し立てないといけないわよ。でないと、請求されるわよ。

ああ、そんなのいやよ。どうすればよいの。



裁判所ホームページから相続放棄申述書をダウンロードして記載して、3か月以内に裁判所に提出するの。書き方や複雑な場合は司法書士や弁護士に相談したらいいわよ。

相続放棄の手続

相続放棄はお父さんが存命中もできるの。



できないわよ。あくまでも、万が一が起こってから、3か月以内と覚えておいて。



子供にも相続放棄を一緒にさせるわ。後、何か気を付けておくことない。



ご主人って御兄弟いたわよね。そうするとあなたとお子さんが相続放棄をしたことをご主人の御兄弟に知らせておかないと、ご主人の父母が亡くなっていたら、その人たちが第3順位の相続人として借金をしょい込むことになるわよ。



そうね。知らないうちに借金を背負いこまされたら、大変なことになるわね。



そうよ。まずは、ご主人に借金がどれくらいあるか確認しておかないといけないわね。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 資産より負債が多い場合は相続放棄することができます。また、資産と負債がどれくらいか不明な場合、限定承認を行い相続によって得たプラスの財産を限度として、マイナスの財産も引き継ぐこともできます。
- ✓ 相続放棄は相続開始を知った時から原則 3 か月以内です。追加で 3 か月の延長申請もあります。
- ✓ 家庭裁判所への申述書は裁判所の記載例を見て記載するか、複雑な場合は専門家に相談しましょう。提出後、裁判所からの照会にきちんと回答しましょう。

相続放棄、限定承認と単純承認

相続開始後、3か月以内（※）に被相続人の住所地の家庭裁判所に放棄か限定承認の手続が必要となります。手続をしないと単純相続になります。

相続放棄

マイナス財産が判明している

× マイナス財産

× プラス財産

プラス財産、マイナス財産ともに放棄

限定承認

財産がプラスかマイナスかわからない

○ マイナス財産

○ プラス財産

プラス財産、マイナス財産ともに引き継ぐ

○ マイナス財産 ×

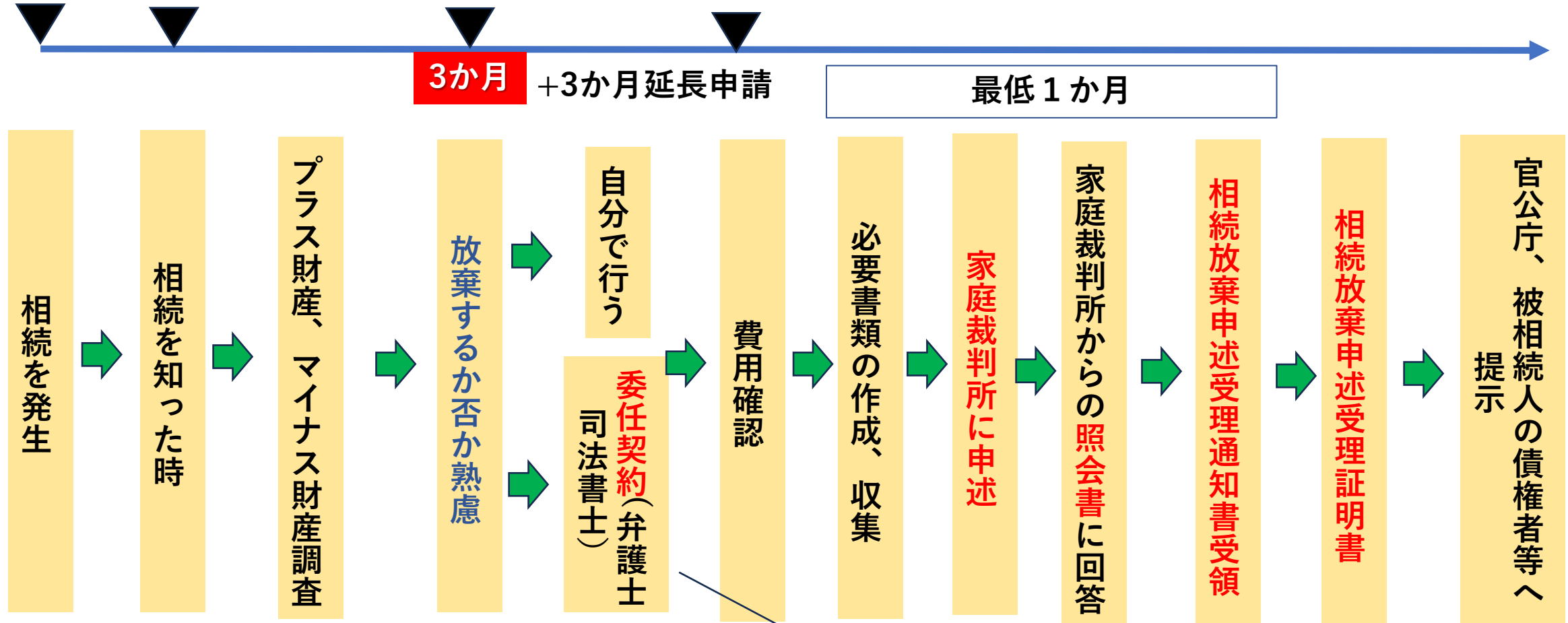
○ プラス財産

プラス財産の範囲内でマイナス財産を引き継ぐ

※) 相続人が、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に相続財産の状況を調査してもなお、相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合には、**相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立てにより、家庭裁判所はその期間を伸ばすことができます。**（出所：裁判所HP）

相続放棄の手続き

最も重要なのは相続を知ってから3か月の期限厳守と、自分でも手続きできますし、専門家に相談することもできます。



委任範囲によるが3万～10万程度

行政書士は手続きができません。司法書士に相談しましょう。

相続放棄の必要書類

必要な資料を収集を収集し申述書とともに裁判所に提出します。

申述書



添付資料

裁判所の記載例を参考にすること

亡くなった方の戸籍謄本
亡くなった方の住民票又は戸籍の附票
相続放棄をする人の戸籍謄本
収入印紙800円
連絡用の郵便切手

申立人が配偶者・子や孫・両親や祖父母・兄弟姉妹や甥姪の場合、集める書類が増えていきます。

相続放棄申述書の記載例

～申述人が成人の場合～

裁判所HPに書き方見本が掲載されています。これに倣って申述書を作成します。

記入例1 申述人が成人の場合

申立書を提出する裁判所
作成年月日

収入印紙 円		円	
子納郵便切手 円		円	
準口頭	関連事件番号	平成・令和	年(家)第
〇〇家庭裁判所	申述人	甲野一郎	
令和〇年〇月〇日	〔未成年者などの場合は法定代理人の記名押印〕	印	

出所：裁判所HP

添付書類	(同じ書類は1通で足りません。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)		
<input checked="" type="checkbox"/>	戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	合計	2通
<input checked="" type="checkbox"/>	被相続人の住民票除票又は戸籍附票		
申述人	本籍(国籍)	都道府県市町番地	
	住所	〒000-0000 電話 00(0000)0000	
	フリガナ氏名	コノ 伊吹 甲野 一郎 (昭和) 年〇月〇日生 職業 会社員 (〇〇歳)	
法定代理人等	被相続人との関係	※ ①子 2孫 3配偶者 4直系尊属(父母・祖父母) 5兄弟姉妹 6おいめい 7その他()	
	1親権者	住所	電話 () () 方
被相続人	2後見人	フリガナ氏名	フリガナ氏名
	本籍(国籍)	都道府県市町番地	
	最後の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇号	死亡当時の職業 無職
	フリガナ氏名	コノ ユウタロウ 甲野 乙太郎 平成(令和) 年〇月〇日死亡	

(注) 太枠の中だけ記入してください。 ※の部分には、当てはまる番号を○で囲み、被相続人との関係欄の7、法定代理人等欄の3を選んだ場合には、具体的に記入してください。

相続放棄 (1/2)

平日の日中に連絡のつく番号を記入してください。(携帯電話でも構いません。)

裁判所から連絡がとれるように正確に記入してください。

亡くなった人のことについて記入してください。

相続放棄申述書の記載例

～申述人が成人の場合～

申述の趣旨として、相続を知った日、理由、財産の概略を記載します。
特に放棄の理由は後で裁判所から照会されます。

申 述 の 趣 旨	
相続の放棄をする。	
申 述 の 理 由	
※ 相続の開始を知った日……平成・令和 ○年 ○月 ○日 ① 被相続人死亡の当日 3 先順位者の相続放棄を知った日 2 死亡の通知をうけた日 4 その他()	
放棄の理由	相続財産の概略
※ 1 被相続人から生前に贈与を受けている。 2 生活が安定している。 3 遺産が少ない。 4 遺産を分散させたくない。 ⑤ 債務超過のため。 6 その他 []	資 産 農 地……約……平方メートル 現金 預貯金……約……万円 山 林……約……平方メートル 有価証券……約 100 万円 宅 地……約……平方メートル 建 物……約 20 平方メートル 負 債……約 1,000 万円
(注) 太枠の中だけ記入してください。 ※の部分は、当てはまる番号を○で囲み、申述の理由欄の4、放棄の理由欄の6を選んだ場合には、()内に具体的に記入してください。	

亡くなった人が残した財産(負債を含む。)について記入してください。

1～5に該当しないときはここに記入してください。

✓ 相続人が海外居住等で当日に知りえない場合、「死亡の当日」ではなく、「死亡の通知をうけた日」である。

✓ 「先順位者の相続放棄を知った日」は、後順位の相続人(=自分)に相続が回ってきた場合、それを知った日である。先順位者は後順位者(少なくとも親族である)に通知をするべきである。

✓ 「申述の理由」は、選択肢から選択する。多くは、債務を引き継ぎたくない場合が多いと思われる。

✓ 「財産の概略」はプラス財産もマイナス財産も記載する。「概略」でよい。

出所：裁判所HP

相続放棄の申述書提出後の裁判所からの照会書

裁判所からの照会（質問）がきます。回答できるようにしておきましょう。

照会書（3か月以内の場合）

1. あなたを申述人とする相続放棄申述受理書申し立てが当裁判所になされましたが、あなたの意思によるものですか。
2. 相続放棄の申述（被相続人の財産、借財の一切を引きうけないこと）は、あなたの真意に基づくものですか。
3. あなたは、相続放棄をすることについて、誰かに強要（強迫）されているようなことはありませんか。
4. あなたの他に相続放棄をする人がいる場合、その人が相続放棄の意思を撤回しても、あなたの相続放棄の意思は変わりませんか。
5. あなたが相続放棄をする理由を簡単に書いてください。

相続放棄のポイント

- ✓ 生前に相続放棄はできません (v.s. 遺留分は相続前に放棄ができます)
- ✓ 相続放棄の場合は最初から相続人でないので、代襲相続は発生しません。
- ✓ 相続放棄しても遺族年金や生命保険は受け取ることができます。遺品整理は被相続人の財産を処分したとみられる場合もあり、単純相続したとみられ相続放棄できないかもしれず、注意が必要です。
- ✓ 相続税の基礎控除額には法定相続人の数には相続放棄をした人も含めます。
基礎控除 = 3000万円 + 600万円 * 法定相続人数
- ✓ 「相続放棄をしたい」 (= 遺産放棄) と親族へ伝えても意味がなく、第3者の債権者には対抗できません。
- ✓ 弁護士または司法書士に依頼しましょう。税理士や行政書士には依頼できません。
- ✓ 相続放棄の期限を過ぎていても、後から故人が多額の借金をしていた事実が判明した場合、借金の存在を知ったときから3ヶ月以内なら相続放棄が認められる可能性がありますので複雑なケースは専門家に依頼するのが無難といえるでしょう。
- ✓ 限定承認の手続きをした場合、官報公告を行う必要がありますが、相続放棄の場合は官報公告の必要がありません。
- ✓ 相続人全員が相続放棄をした場合、被相続人の財産につき「相続財産法人」が創設され、家庭裁判所で「相続財産管理人」が選任され、債権者への支払い、受遺者への引き渡し、特別縁故者への財産分与等の後、残余があれば国庫に帰属します。放棄した場合の財産管理義務は現に占有していた不動産に限られます。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー